

すくも市議会だより

第37号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

定例会の概要

第二回定例会は、平成十八年六月八日に開会し、十二日間の会期で六月十九日に閉会しました。

議案の主な内容は、次のとおりです。

補正予算

◎一般会計（議案第三号）

今回の補正予算は、総額で三七〇万六千円が増額補正され、累計で九九億一〇八九万九千円となりました。

（歳出の主なもの）

- 地方道整備事業費
- ……………五〇四万円
- 土地区画整理事業費
- ……………一九七万円

市長から提出された議案は、「専決処分」一件、「人事案件」一件、「平成十八年度一般会計補正予算」一件、「土佐くろしお鉄道宿毛線平田駅駅舎の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について」など条例議案十二件、「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」並びにその他の議案四件の合計二十議案で、審議の結果、いずれも原案どおり承認・同意・可決されました。

市政に対する一般質問は、十二日及び十三日の二日間に六人の議員が、また、十四日には議案に対する質疑が行われました。

皆さんから提出された請願・陳情は「青少年の健全育成に関する基本法の早期制定を求める意見書の提出について」など六件が審議され、三件が採択、一件が不採択、二件が継続審査となりました。



提出された議案等

議案番号	件名	議決結果
第1号	専決処分した事件の承認について	承認
第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	同意
第3号	平成十八年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決
第4号	土佐くろしお鉄道宿毛線平田駅駅舎の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について	原案可決
第5号	土佐くろしお鉄道宿毛線に関する駐車場条例等の一部を改正する条例について	原案可決
第6号	宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第7号	宿毛市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について	原案可決
第8号	宿毛市立共同作業場設置条例の全部を改正する条例について	原案可決
第9号	宿毛市生活改善センターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について	原案可決
第10号	宿毛市多目的集会所の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について	原案可決
第11号	宿毛市観光センター設置条例の全部を改正する条例について	原案可決
第12号	宿毛市宮土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例を廃止する条例について	原案可決
第13号	高知県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約について	原案可決
第14号	幡多広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約について	原案可決
第15号	こうち人づくり広域連合規約の一部を改正する規約について	原案可決
第16号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決
第17号	財産の取得について	原案可決

条 例

- ◎土佐くろしお鉄道宿毛線平田駅駅舎の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について
- ◎土佐くろしお鉄道宿毛線に関する駐車場条例等の一部を改正する条例について
- ◎宿毛市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について
- ◎宿毛市立共同作業場設置条例の全部を改正する条例について
- ◎宿毛市生活改善センターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について
- ◎宿毛市多目的集会所の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について
- ◎宿毛市観光センター設置条例の全部を改正する条例について

この七議案については、平成十五年九月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理運営を民間企業を含む法人その他の団体に行わせることができる指定管理者制度が導入されましたので、その制度に対応できるもの、条例を改正しようとするものです。

◎宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

監獄法が改められ、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律が施行され、「監獄」という表現を「刑事施設」にあらためようとするものです。

◎宿毛市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例を廃止する条例について

そ の 他

◎辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
 山北地区の基幹市道山北線改良事業を実施するに当たり、辺地対策事業債の申請を行うため計画を策定しようとするものです。

六月定例会日程

6月8日(木)	本会議
9日(金)	休会
10日(土)	休会
11日(日)	休会
12日(月)	本会議
13日(火)	本会議
14日(水)	本会議
15日(木)	休会
16日(金)	休会
17日(土)	休会
18日(日)	休会
19日(月)	本会議

- 開会、議案上程、提案理由の説明、議案等精査
- 一般質問
- 一般質問
- 議案質疑
- 委員会審査
- 委員会審査
- 委員長報告、質疑討論、表決、閉会

議案番号	件 名	議決結果
第18号	市道路線の変更について	原案可決
第19号	市道路線の変更について	原案可決
第20号	市道路線の廃止について	原案可決
意見書案 第1号	集配局廃止計画に反対する意見書の提出について	原案可決
第2号	地方交付税制度の財源保障機能を堅持し充実させる意見書の提出について	原案可決
第3号	青少年の健全育成に関する基本法の早期制定を求める意見書の提出について	原案可決



一

般

質

問

【質問順位による】

六月定例会の一般質問は、十二日、十三日の二日間に六人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。

山本幸雄 議員

ふるさと農道工事の再開を

問 天神と神有を結ぶ農道開設工事は総延長五千九百メートルに対して三千九百メートルを残し平成十年度から工事が中断している。

平成十五年には「ふるさと農道」に代わって県営事業の「ふるさと林道」事業の制度を導入する方針があったが立ち消えになっている。厳しい財政事情が分かるので期限は切らないが、地区を結ぶ重要な事業であり、用地の買収も済んでおり一年でも早い完成を求める。

答 この間、市は県営事業や間伐等促進林道緊急整備事業、林道開設事業などの導入について県と協議を重ねてきたが、事業採択に至らなかった。



残事業費が概算で七億円も見込まれ、市単独事業では非常に困難であるので、引き続き国や県の制度を詳しく勉強し事業再開の努力をしていく。

市有財産の管理について

問 市有財産の管理が非常に悪い。農林業共同利用施設であるブローイラー施設は近づけないほど草が茂っている。きちんと管理をすべきだ。共同作業場を使用していた業者にはいくらの滞納があるのか。作業場にある大量のミシンは個人に競売してはどうか。

答 ブローイラー施設は他の農機具保管施設三棟、共同作業場三棟、除草作業施設二棟と共に同和対策事業を導入し設



置している。平田のブローイラー施設は老朽化が激しく管理が困難になっている。補助金で建てたものだが、早急に撤去すべき施設だと考えている。

正和、手代岡、貝礎の三区の共同作業場の滞納額は五百十万円である。ミシンは合計百五十八台保有している。競売は補助金に伴う耐用年数の関係で法に抵触する問題もあり、適正な処分が必要だ。



イージス艦の寄港について

問 今回の寄港の目的は、今後、宿毛湾を軍事目的に利用するため可能かどうか調査に来たのではないか。県との連携に問題はなかったのか。係留のロープが切れたのは防波堤がなかったからではなく、陸からの強風によるものではないのか。

答 港湾管理者である県に使用許可権限があると考えるが、宿毛市に最終権限があると連絡があった。親善と休養を目的だと連絡があり、港はこの国籍の船でも入れるという国際法があるので淡々と受け入れた。私自身は戦争に絶対反対であり、憲法九条も戦争放棄をうたっているので堅持すべきで、宿毛湾港は軍事基地化でなく商港として企業誘致を進めるべきだとはっきり申し上げる。

県との関係においては、宿毛市より先にマスコミにリークさせるなど問題点多々あった。

ロープは防波堤がなかったので切れたのか、強い北東風で切れたのか原因は分からない。



与市明川・中筋川流域の洪水対策

問 与市明川の洪水の抜本策は、河口改修計画によるしかないが、市街地の冠水の為設置している宿毛ポンプ場を与市明川流域の洪水に有効に使うことはできないか。与市明川流域の洪水は潮の干満と重なるため市街地の洪水と時間差ができる場合も多い。

中筋川流域の内水の洪水対策には中筋川ダムに降雨が収

まった後のダム放流を制御するゲートの設置を求めるべきだ。

答 サニーマート宿毛店北側の水路と与市明川はつながり、貝塚入口の国道バイパスの下に宿毛ポンプ場への流入口があるが、この流れ込みが悪く改修が必要である。国土交通省と協議しながら改修計画を検討していく。

中筋川ダムにゲートを設置することについては、国・県・市の洪水対策の調査会議が昨年設置された。ここで国に要望をしていく。

西郷典生 議員

本市の雇用促進と若者の定住策について

問 西南中核工業団地の地域別雇用状況と農林水産業の振興ビジョンと若者の定住策を聞く。

答 工業団地の就労状況は八百三十八名で、市勢の発展に

大きな役割を果たしている、今後も景気の動向等を見ながら、雇用促進をお願いしたい。

就労者の内訳は、宿毛市四百七十一名五十六・二パーセントでその外四十市・土佐清水市・黒潮町・大月町・三原村・愛南町等となっている。農林水産業の振興も回り雇用創出に力を注ぎたい。若者が定住出来る地域づくりに努める。

宿毛湾港の整備と利活用

問 数年前から進出のうわさのあった企業や、小松製作所・トヨタ自動車の進出等のうわさを聞くが、実態はどうか、大型客船等の入港等に支障があるといわれる湾港掘削、防波堤の早期完成について聞く。

答 進出計画のあった外資系の会社については、宿毛は、最適地と認めているが、進出には至っていない。コマツやトヨタについても同じである。企業進出については今後も県と連携して積極的に取り組んでいく。それには、防波堤の完成、泊地浚渫が急務で国・県に働きかけている。早期完成に努める。

青少年の健全育成と教育環境

問 不審者やストーカー行為ではないかとの情報を聞くが、委員会は、把握できているか、その対応は、学校施設の整備は、充分か。

答 昨年の不審者情報は三十八件で小中学校への周知を図り安全対策に努めた。今年も、不審者情報一件とストーカーと思われる情報が寄せられている。この様な地域では、スクールガードリーダーの見回りや関係機関と連携して安全対策に努める。

学校施設整備は、要望に極力応えるよう努めているが充分ではないと思っている。今後とも要望を聞きながら整備に努める。



食育推進基本計画 について

問 朝食抜きや夜ふかしなど、子どもを含む若い世代の生活リズムの乱れが、大きな社会問題になっている。食育の重要性について、国民への浸透を図るため、昨年六月に食育基本法が成立し、国民運動にするための食育推進基本計画が、この四月からスタートしたが、その内容と宿毛市の取り組みを聞く。

答 近年急速な経済発展に伴って、生活水準が向上し食の多様化が進んでいる。めまぐるしく変化する社会情勢の中、食の大切さが希薄になり、健全な食生活が失われつつある。子どもたちにとり、人間性を高くむ基礎となるので、地域や社会をあげて食育に取り組まなければならない。

本市でも今後推進計画の策定に取り組んでいくが、朝食欠食児童を減らすため、学校ごとに生活調べを行い、課題や問題点を点検し指導している。今年度より栄養教諭が配属

されるので、家庭への働きかけをはじめ、子どもたちの望ましい食習慣を身につけさせていきたい。給食センターでも市内全校の小学校五年生と中学二年生を対象に、朝食調べアンケートを実施し、八月頃その結果が判明する予定である。

小学校における 英語教育について

問 中教審の外国語専門部会が小学五年生から英語授業を必修化すべきとの提言をしているが、本市での小学校における英語教育の実情と計画について伺いたい。

答 現在二名のALTを各中学校に週一回、残りを小学校に割りふる方法で派遣している。中学校では日常の英語学習を補完し発展させると共に、対話能力の取得に役立っている。小学校では歌やゲームなどを通して、英語に親しみ、外国を身近に感じられる貴重な時間になっている。今後は現状の取り組みを更に充実させていきたい。



浅木 敏 議員

米軍艦の宿毛湾入港 について

問 いま米軍は再編計画と、アジアへの軍事戦略上から太平洋岸にいつでも基地的に使える港を求めているようであり、今回の入港はそのための諸条件の調査とも言える。市長は早々に「断る理由なし」と表明した。基地周辺では、米軍による犯罪や事故が多発しているのに、なぜこれほど歓迎したのか聞く。

答 核持ち込みがあれば事前に通報があるはず。事前協議もなく、岸壁の使用予定もなかった。「断る理由なし」と言った。歓迎については宿毛で戦闘行為をするわけでもなく、休養目的でこられたのだから、私もあのような歓迎をした。宿毛湾港は軍事基地化の懸念は絶対ないと思っている。

乗り合いタクシীর 運行について

問 過疎化が進み路線バスの廃止や減便によって、高齢者等が外出に困っている。人口二万八千人の島根県の斐川町では町がタクシー会社と契約し、九人乗りタクシーを一日七便運行している。利用料金は一回三百円で高齢者から喜ばれている。宿毛市でもこうした事業の検討を求める。

答 お年寄りが通院等の外出時にタクシー利用で、非常な負担になっているのは分かっている。市内の公共交通機関との関係も含め今後早急に検討を要する課題と考えている。

教育費の保護者負担 軽減について

問 いま、経済的理由で学業を断念する生徒も多くなっている。高校では奨学金制度の他に低所得、親の病気、失業、災害などで家計が急変した家庭は月額九千六百円の授業料が減免される制度がある。制度の周知徹底と利用状況を聞く。

答 十七年度は宿毛市内全児童生徒数の十四パーセントに、総額一千六百八十一万円の就学援助を支給した。高校では議員指摘のとおり、奨学金や授業料減免の制度がある。経済的理由で学業断念ということのないよう、保護者へ今後説明を行っていく。



土佐くろしお鉄道
について

問 来春のダイヤ改正で、宿毛線の特急五便を三便減便する計画があるようだが、どのように対応していくのか。

答 現在、利用客の減少で厳しい経営状況にある。経営改善のためとはいえ、中村で全て乗りかえという、地域住民の利便性が悪くなることは納得いかないが、反面、経営面で言うところの協力せざるをえない部分もある。

宿毛駅は始発駅であり、乗降客が少ないのは当たり前で、利便性を考えると、宿毛から乗りかえせずにいける方法をくろしお鉄道とも話し合っていくきたい。

問 普通列車が臨時増便され



ているが、今後の運行計画と、高等学校との連携について聞く。

答 各高等学校、PTA、生徒会の要望にこたえて夕方二便を増便しているが、定期便化についてはまだ検討されていない。

今後の運行計画については、各学校の意見を聞いたうえで、運営に反映していくよう折衝していく。

教育問題について

問 教育委員会のPTA活動への認識と、対応について聞く。

答 宿毛市PTA連合会の活動については、教育行政に変に協力をいただき感謝しているし、各学校のPTA活動についても更なる協力をいただいている状況も、充分承知している。市P、単P連の活動が大変厳しいことも認識しているが、子どもたちの教育のための大きな役割を果たしている最大のパートナーであると認識している。

宿毛市PTA連合会活動については、今後、どのような支援が必要なのか、協議をしていきたい。

人事案件

平成十八年第二回定例会において、次の人事議案を全会一致をもって、同意しました。

○人権擁護委員候補者の推薦
所 谷 三千代氏(再任)
宿毛市山北

表彰

全国市議会議長会より、表彰状が授与されました。
宿毛市議会からは、次の方が表彰されました。

〔一般表彰〕

★正副議長三年以上
西 郷 典 生 議員

★議員十年以上
濱 田 陸 紀 議員



▼ 請 願 ・ 陳 情 ▲

皆さんから提出された請願・陳情は、所管の委員会に付託され、審査の結果、次のとおり決定しました。

番号	件 名	議決結果
第5号	請願 (今議会提出分) 青少年の健全育成に関する基本法の早期制定を求める意見書の提出について	採 択
陳情 第44号	(今議会提出分) 集配局廃止計画に反対する意見書の提出について	採 択
第45号	安全・安心の医療と看護の実現のため看護師の増員を求める意見書の提出について	継続審査
第46号	地方交付税制度の財源保障機能を堅持し充実させる意見書の提出について	採 択
第47号	国土調査の公正な実施と誤境界の改訂について (前議会提出分)	不 採 択
第34号	排水ポンプ機の取替えについて	継続審査



意見書

今定例会に議員より提出された次の意見書案を原案のとおり可決し、関係行政機関に提出しました。

◎集配局廃止計画に反対する

意見書

日本郵政公社は、郵政民営化に際して、郵便集配局を大きく減らそうとしている。郵政公社の再編案では、現在全国に四千七百五局ある郵便集配局について、来年十月の民営化スタートまでに、主に過疎地の集配局を九百六十六局減らすようになっていく。

これは全国平均で二十・五パーセントの廃止であるが、過疎地の多い当県では、県内の七十一局のうち、三十五・二パーセントに当たる二十五局が、一年半くらいの間に一気に、集配局から無集配局に縮小される計画である。

集配局でなくなると、郵便物の収集・区分と配達業務、貯金・保険の集金などの外務が廃止される。十数名でサービスを提供していた集配局は、

わずか数人で窓口業務を行う無集配局になってしまい、サービスの低下は避けられない。また、数十キロ先から集配業務をしなければならなくなり、収集・配達のおくれなど都市部との格差はさらに拡大される。郵政公社は、将来的には、さらに全国で千八十八局の拠点集配局に集約しようとしており、こうした集配業務の統合は、地域のサービ斯拉下を招くだけでなく、将来の過疎地の郵便局統合の布石となる恐れもある。過疎の進む地域で、郵便局は地域の中心的な役割を担っている。郵便配達の際に、一人暮らしのお年寄りに声をかける「ひまわりサービス」など、郵便配達員が高齢化する地域社会を支えている。昨年、竹中郵政民営化担当大臣は、「原則として過疎地の郵便局は維持される」

と述べていた。今回の早急な集配局の廃止はその言にも反し、地方切り捨て、過疎を一層進行させるものである、許容できない。

よって今回の集配局の削減計画に強く反対するものである。

◎青少年の健全育成に関する

基本法の早期制定を求める

意見書

二十一世紀の社会を担う青少年の健全育成は、すべての国民の願いであります。

しかしながら、今日我が国の青少年の荒廃は深刻な事態に直面しています。その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊、また、倫理・道徳教育を排し、人格形成の場としての役割を果たしてこなかった学校の問題が指摘されています。とりわけ、情報化社会の今日においては、露骨な性描写や残虐シーンを売り物にする雑誌、ビデオ、コミック誌等をはじめとする、性産業の氾濫、テレビ番組の問題等に加え、インターネット・携帯電話等の情報通信の発展とともに新しい有害環境の出現

も指摘されています。

これらの問題に対して、国は従来それぞれの分野における諸法規により対処してきましたが、いずれの法規も限られた分野における対症療法的な内容に留まり、問題が指摘されています。また、全国的課題である青少年問題について、各都道府県の条例でまちまちに対応するという限界もあり、十分な成果も上がっていません。

今、求められているのは、青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、有害環境の規制項目に対する一元化及び強化をはかり、これによる一貫性のある、包括的、体系的な法整備であります。

特に「健全な青少年は健全な家庭から育成される」という原点に立ち返り、「家庭の価値」を基本理念にすえた、「青少年の健全育成に関する基本法」の制定が必要であると考えられるものであります。

よって、「青少年の健全育成に関する基本法」を早急に制定することを強く要望いたします。

*以下紙面の都合により本文は割愛します。

◎地方交付税制度の財源保障機能を堅持し充実させる意見書



◆ 会派の構成 ◆

宿毛市議会の会派構成は次のとおりです。

会 派 名	氏 名			
一新会 (4人)	○ 西郷典生	菱田征夫	宮本有二	岡崎 求
新風クラブ (4人)	○ 寺田公一	中平富宏	浦尻和伸	佐田忠孝
平成会 (4人)	○ 西村六男	濱田陸紀	山本幸雄	中川 貢
清風会 (3人)	○ 田中徳武	有田都子	菊地 徹	
日本共産党 (2人)	○ 沖本年男	浅木 敏		
市民クラブ (1人)	○ 岡村佳忠			

○印=代表者



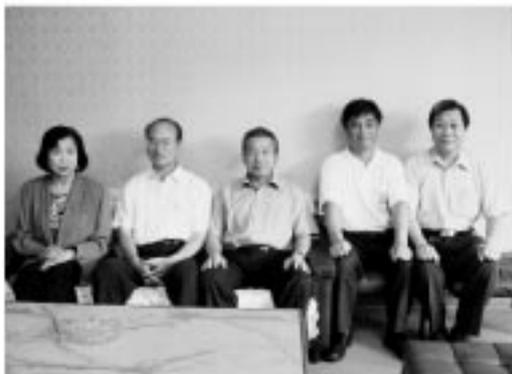
● 議会を傍聴しませんか…

議会の傍聴は、どなたでもできます。

次の定例会は9月上旬の予定です。詳しくは、

議会事務局までお問い合わせください。(☎63-2907)

また、委員会も傍聴できます。



★ 会議録の
閲覧を★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。

詳しくは「会議録」をご覧ください。

六月定例会の会議録は九月上旬にできる予定です。

市立坂本図書館及び各支所でご覧になれます。ご利用ください。

議会開会中は宿毛市のホームページとスワンテレビで映像中継しています。

なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています

〈 編集後記 〉

盛夏の候、いかがお過ごしでしょうか。

五月の臨時会において、新しい議会の構成が決まりそれに伴い、編集委員のメンバーも入れ代わりしました。

これから一年間私たち新メンバーが編集を担当させていただきますので、引き続きみなさまのご愛読をお願い申し上げます。

本議会だよりも三十七号となりまして、議会と市民をつなぐパイプ役としての議会だよりのより一層の充実をめざしております。

市民のみなさまのご意見を寄せください。

暑さ厳しき折、みなさまのご健勝を心からご祈念申し上げます

◆ ◆ ◆ ◆ ◆
〈 編集委員 〉

- 沖本年男
- 有田都子
- 寺田公一
- 西郷典生
- 菱田征夫